二　安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
九州日野自動車株式会社
2　主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区箱崎ふ頭二丁目二番二十六号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第二号に掲げる一般講習をいう。以下同じ。）
三　安全規則第二十四条第一項の規定による講習
1　名称
九州日野自動車株式会社
2　主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区箱崎ふ頭二丁目二番二十六号
3　講習の種類
基礎講習及び一般講習
四　安全規則第三十一条第二項の規定による講習
1　名称
九州日野自動車株式会社
2　主たる事務所の所在地
福岡県福岡市東区箱崎ふ頭二丁目二番二十六号
3　講習の種類
基礎講習

○国土交通省告示第九百六十二号

旅客自動車運送事業運輸規則（昭和三十一年運輸省令第四十四号）第四十八条の四第一項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年十月十二日に認定したので、同規則第四十七条の九第四項において準用する第四十一条の十一第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

○防衛省告示第二百二号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、使用条件変更及び追加提供が平成二十九年十月二十日次のとおり決定された。

平成二十九年十月二十四日

防衛大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

一　旅客自動車運送事業運輸規則第四十八条の四第一項の規定による講習
1　名称
とちぎ安全教育センター株式会社
2　主たる事務所の所在地
栃木県宇都宮市鶴の谷町二百三十四番地
3　講習の種類
特別講習（旅客自動車運送事業運輸規則第四十七条の九第三項、第四十八条の四第一項、第四十八条の五第一項及び第四十八条の十二第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十四号）の第二条第三号に掲げる特別講習をいう。）

○国土交通省告示第九百六十三号

貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成二年運輸省令第二十二号）第二十三条第一項の規定に基づく国土交通大臣が認定する講習を平成二十九年十月十二日に認定したので、同規則第十八条第四項において準用する第十二条の十一第二号の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年十月二十四日

国土交通大臣　石井　啓一

一　貨物自動車運送事業輸送安全規則第二十三条第一項の規定による講習
1　名称
とちぎ安全教育センター株式会社
2　主たる事務所の所在地
栃木県宇都宮市鶴の谷町二百三十四番地
3　講習の種類
特別講習（貨物自動車運送事業輸送安全規則第十八条第三項、第二十三条第一項、第二十四条第一項及び第三十一条第二項の運行の管理に関する講習の種類等を定める告示（平成二十四年国土交通省告示第四百五十五号）の第二条第三号に掲げる特別講習をいう。）

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一九	多摩サービス補助施設	稲城市	国有	土地：約八、八〇〇平方メートル 平成二十九年八月三十一日
三〇八三	厚木海軍飛行場	大和市、海老名市、綾瀬市	国有 公有 民有 国有	土地：約八、六〇〇平方メートル 土地：約二〇平方メートル 土地：約四、三〇〇平方メートル 工作物：軌道等 平成二十九年九月三十日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇一三	横田飛行場	福生市	国有	土地：約一〇平方メートル 福生市が障害物検知装置等の設置用地として共同使用する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有	土地：約一七二、〇〇〇平方メートル
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有 国有	建物：約一〇、〇〇〇平方メートル 工作物：門等 岩国市が都市公園施設として共同使用する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有 国有	土地：約一五〇平方メートル 工作物：舗床等 岩国市等が公道敷地等として共同使用する。
六〇三六	トリイ通信施設	沖縄県中頭郡読谷村	国有 民有	土地：約二一〇平方メートル 土地：約四、九〇〇平方メートル 自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十九年十月二十六日から同年十一月五日までの間
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有 民有	土地：約一、八〇〇平方メートル 土地：約三〇、〇〇〇平方メートル 自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十九年十月二十六日から同年十一月十七日までの間
六〇六四	那覇港湾施設	那覇市	国有 民有	土地：約二、三〇〇平方メートル 土地：約一三、〇〇〇平方メートル 自衛隊が訓練場所として共同使用する。 使用期間：平成二十九年十月二十六日から同年十一月十三日までの間

◎使用条件変更

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八三	厚木海軍飛行場	大和市	国有	土地：約一、〇〇〇平方メートル 使用条件を地役権地区から専用地区に変更する。